

# 山形市内の運送事業者の皆様へ

## 山形市運送事業者支援

# 給付金の申請について

### 【給付申請受付期間】

**令和4年7月7日（木）～8月26日（金）必着**

燃油価格高騰の影響を受け、経営が困難な状況にある貨物運送事業者に対し、燃油価格高騰分の影響を緩和するため給付金を給付します。

### 【給付対象者】

一般貨物自動車運送事業（特定貨物自動車運送事業を含む。）又は貨物軽自動車運送事業の許可を有する者であって、次のアからウまでのいずれにも該当するもの

- ア 令和4年7月1日時点において市内に事業所（営業所）を置く者
- イ 令和4年7月1日時点において山形運輸支局への登録車両を1台以上保有する者
- ウ 給付金の給付申請日以後において、事業の経営を継続する予定である者

### 【給付対象車両】

給付対象事業者が、令和4年7月1日時点において山形運輸支局に、一般貨物自動車運送事業若しくは特定貨物自動車運送事業又は貨物軽自動車運送事業の用に供するための車両として登録されているもの。

### 【給付額】（事業者ごとの上限はございません）

- (1) 一般貨物自動車運送事業（特定貨物自動車運送事業を含む。）  
1台（緑ナンバー登録車両）当たり3万円
- (2) 貨物軽自動車運送事業  
1台（黒ナンバー登録車両）当たり1万円

### 【申請方法】

給付申請書を下記（山形市雇用創出課）まで郵送ください。

市内に複数の事業所（営業所）を有する給付対象者については、市内の事業所（営業所）ごとに申請書をご提出ください

※申請書のダウンロードはこちらから

<https://www.city.yamagata-yamagata.lg.jp/jigyosya/kihoshien/1006774/1009673.html>

### 【提出先】（お問い合わせ先）

山形市 商工観光部 雇用創出課

〒990-8540 山形市旅籠町 2-3-25

電話 023-641-1212 内線 416・418

受付時間 午前8時30分～午後5時15分（土日祝を除く）